

観音寺市地球温暖化対策実行計画策定支援業務

仕 様 書

観 音 寺 市

第1章 一般仕様書

1 趣旨

本業務に係る公募型プロポーザルの提案者は、「観音寺市地球温暖化対策実行計画策定支援業務仕様書」（以下「本仕様書」という。）に示す要求水準を満たすことを前提として、本業務に関する提案を行うものとする。

また、受託者は、本業務の履行に当たり、委託期間を通じて本仕様書に定める要求水準を遵守しなければならない。

2 業務の目的

観音寺市は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、観音寺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び観音寺市エコオフィス実行計画を策定し、市域の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比50%削減することを目標とし、2050年までに市域の温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいる。

現行の「観音寺市地球温暖化対策実行計画」及び「第4次観音寺市エコオフィス実行計画」は、いずれも令和9年度（2027年度）をもって計画期間が満了することから、新たに「観音寺市地球温暖化対策実行計画（後期計画）」及び「第4次観音寺市エコオフィス実行計画（後期計画）」を策定する。

本業務は、これら現行計画の検証結果を踏まえ、社会情勢の変化や市の課題を整理するとともに、市民や事業者の意見を反映させた次期計画を策定することを目的とする。

3 業務の概要

（1）業務の名称

観音寺市地球温暖化実行計画策定支援業務

（2）業務の期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

4 適用範囲

本仕様書は、観音寺市地球温暖化対策実行計画策定支援業務に係る業務全般に適用する。

第5項から第15項までについては、別に定める「第3次観音寺市環境基本

計画策定支援業務仕様書」第1章（一般仕様書）を準用する。

1.6 成果品

受託者は、次の成果品を提出し、発注者の完了検査を受けるものとする。

ア	地球温暖化対策実行計画書（区域施策編）A4版	50部
イ	計画書（区域施策編）概要版 A4版	100部
ウ	第4次観音寺市エコオフィス実行計画（後期計画） A4版	1部
エ	委員会・審議会等で使用した資料及び打合せ記録 A4版	1部
オ	上記成果品及び調査・分析に用いたデータ一式を収録した電子データ（CD-R 又は DVD-R）	1部

第2章 特記仕様書

受託者は、本業務の目的及び趣旨を十分に理解し、発注者と協議の上、発注者の指示に従い、下記に示す業務内容を誠実かつ確実に実施しなければならない。

1 計画策定の方針

1-1 全体の基本的方針

- 現行の各計画の内容を承継するとともに、現行計画の評価結果も踏まえ、観音寺市における現状の環境状況の分析結果及び社会情勢の変化等を反映した計画とすること。
- 国が策定する環境基本計画、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画並びに、香川県が策定する香川県環境基本計画、香川県地球温暖化対策実行計画及び香川県みどりの基本計画等を踏まえ、市の特性に応じた計画とすること。
- 観音寺市総合振興計画との整合を図るとともに、市の関連計画における環境関連施策との連携及び一体性を確保した計画とすること。
- 市の自然的、経済的及び社会的特性並びに課題を適切に反映した計画とすること。
- 持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定などの国際的な潮流を踏まえた計画とすること。
- 2050年ゼロカーボンシティの実現を見据え、その中間目標である2030年の温室効果ガス削減目標達成に資する計画とすること。
- 計画の実効性を確保するため、PDCAサイクルによる進行管理体制を構築し、施策ごとの達成状況を定量的に把握できる評価指標(KPI)を設定すること。
- 温室効果ガス排出量の削減目標については、実現可能性及び追加対策の可能性を踏まえ、段階的かつ定量的に設定すること。
- 市民及び事業者等の意見を反映した協働による計画策定とすること。

1-2 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の方針

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する「地方公共団体実行計画」に適合するものとし、国が示す最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき策定すること。

1-3 エコオフィス実行計画（事務事業編）の方針

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条で定める「地方公共団体実行計

画」に適合するものとし、国が示す最新の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき策定すること。

2 業務内容

2-1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(1) 基礎調査等（令和8年度実施）

受託者は、本業務の実施に必要となる次の項目について収集・整理を行うものとする。

ア 市域の温室効果ガス排出量の推計

市域における温室効果ガス排出量の現況推計を行い、経年変化及び増減要因を分析し、課題を整理するものとする。

イ 再生可能エネルギー導入状況の把握

市域における再生可能エネルギーの導入状況について情報収集を行い、導入実態及び課題を整理するものとする。

ウ 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの整理

市域における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて調査・推計を行い、導入可能量及び課題を整理するものとする。

エ 環境現況調査

本業務の実施に必要となる観音寺市の環境の現況について、最新の統計資料等を収集し整理する。調査に当たっては既存資料調査を基本とし、必要に応じて関係機関等へのヒアリングを実施するものとする。

オ 環境を取り巻く動向の整理

環境行政を取り巻く国内外の動向、国・県及び市の関連計画等について最新情報を収集し整理するものとする。

(2) 現行計画の進捗状況及び課題整理（令和8年度実施）

2-1の(1)で整理した基礎情報を踏まえ、現行計画の進捗状況や達成状況を評価し、観音寺市における課題を抽出するとともに、市民及び事業者の意識・ニーズ等を整理するものとする。

(3) 基本的事項の整理（令和9年度実施）

受託者は、国の地球温暖化対策計画及び最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、計画策定に必要な基本的事項を整理するものとする。

(4) 計画の方針及び将来像等の検討（令和9年度実施）

次期計画について、市の地域特性及び課題整理の結果を踏まえ、現在策定中又は策定済みの関連計画及び条例等との整合を図りながら、市の環境分野における基本の方針及び将来像等を設定するものとする。

(5) 地球温暖化対策の目標検討（令和9年度実施）

次期計画について、2030年における温室効果ガス排出量削減目標及び再生可能エネルギーの導入目標を見直すとともに、2040年度を見据えた中長期目標を設定するものとする。また、市域の再生可能エネルギー導入目標については、現状の導入状況等を踏まえ適切に見直すものとする。

(6) 計画の施策の検討（令和9年度実施）

前項までの調査・検討結果等を踏まえ、目標達成のために取り組むべき具体的な施策及び取組内容を体系的に整理するものとする。

(7) 推進体制・推進方法の見直し（令和9年度実施）

受託者は、次期計画の目標達成状況及び施策の取組状況を把握・評価するための指標を設定するとともに、進行管理体制及び進行管理方法を検討するものとする。

(8) 計画素案の作成（令和9年度実施）

各検討結果を取りまとめるとともに、審議会・委員会・部会の審議結果を反映し、計画素案を作成するものとする。

(9) パブリックコメント実施に関する支援（令和9年度実施）

計画書素案について、パブリックコメントの実施に必要な資料作成及び実施支援を行うものとする。また、提出された意見を整理・分析し、対応方針を検討した上で、必要に応じて計画案の修正を行うものとする。

(10) 計画最終案及び概要版の作成（令和9年度実施）

パブリックコメントの実施結果及び各種会議の意見等を踏まえ、次期計画の最終案及び概要版を作成するものとする。なお、SDGsの視点を踏まえ、図表やグラフ等を効果的に活用し、視認性及び分かりやすさに配慮した構成・デザインとすること。

2-2 エコオフィス実行計画（事務事業編）

(1) 基礎調査等（令和8年度実施）

受託者は、本業務の実施に必要な次の項目について収集・整理を行うものとする。

ア 省エネルギー対策の実施状況調査

現行計画の計画期間における各施設の省エネルギー対策（運用改善・設備導入等）の実施状況について調査するものとする。

イ エネルギー関連設備の稼働状況調査

市有施設に設置されている照明設備、空調設備、給湯設備及び変圧器等の主要なエネルギー消費設備並びに再生可能エネルギー発電設備について、仕様、設置年度及び運用状況等を整理した既存台帳を最新データに更新するものとする。

ウ 温室効果ガス排出量の算定・分析

各施設及び公用車における電力、灯油、A重油、LPG、ガソリン、軽油及び走行距離に関する過去の活動量データ（平成25年度、平成28年度、平成30年度～令和7年度）は、市からCSVデータにより提供するものとする。

受託者は、提供データを基に次期計画における目標設定及び具体的な対策検討に必要な情報を整理・分析するものとする。

(2) 現行計画の進捗状況及び課題整理（令和8年度実施）

現行計画における進捗状況や達成状況を分析し、成果及び課題を整理・評価するものとする。

(3) 基本的事項の整理（令和9年度実施）

受託者は、国の地球温暖化対策計画及び最新の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき、計画策定に必要な基本的事項を整理するものとする。

(4) 温室効果ガス削減目標の検討（令和9年度実施）

削減目標の設定に当たっては、国の政府実行計画で掲げられている目標を踏まえるとともに、施設ごとに推計した削減ポテンシャル（再生可能エネルギーによる削減効果を含む）を積み上げ、削減目標の妥当性を検証するものとする。なお、部局別の削減目標についても設定するものとする。

(5) 計画の施策の検討（令和9年度実施）

温室効果ガス削減目標を達成するため、施設運用改善や設備更新の観点から課題を抽出し、対策を検討するものとする。

なお、対策の検討に当たっては、CO₂排出削減効果及び費用対効果等を踏まえ、実効性の高い施策を提案するものとする。

(6) 推進体制・推進方法の見直し（令和9年度実施）

受託者は、次期計画の目標達成状況及び施策の実施状況を把握・管理するための指標、並びに進行管理体制及び進行管理方法について検討するものとする。

(7) 計画素案及び最終案の作成（令和9年度実施）

各検討結果を取りまとめるとともに、委員会及び部会の審議結果を反映し、計画素案及び最終案を作成するものとする。

(8) 省エネルギー対策マニュアルの改訂（令和9年度実施）

本市が日常的な施設運用改善を目的として作成した施設管理担当者向けマニュアルについて、計画内容を反映し改訂するものとする。

2-3 委員会等の資料作成及び運営等（令和8・9年度実施）

本業務の実施に当たり開催する委員会等について、会議資料（必要部

数の印刷含む。)を作成し、発注者に説明を行うものとする。また、発注者と協議の上、委員会等の運営支援及び議事進行補助を行うものとする。あわせて、発言内容を時系列に整理した議事録を作成し、発注者に提出するものとする。

委員会等の開催については、第3次観音寺市環境基本計画策定支援業務で開催する委員会及び部会と合わせて開催するものとするが、必要に応じて回数が増減する場合は発注者と協議する。